

**新型コロナウイルス感染症
緊急事態宣言
発令中!**

引き続き 不要不急の外出の自粛を

国の緊急事態宣言の発令を受けて、東京都は都内全域に緊急事態措置等を発出しています。従来より感染力が強い変異株が流行していますので、引き続き人の流れの抑制と基本的な感染防止対策の徹底について、市民の皆さんのご協力をお願いします。

日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛を

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

- ☑特に午後8時以降の不要不急の外出を自粛する
- ☑混雑している場所や時間を避けて行動する
- ☑感染対策が徹底されていない飲食店などや、休業要請または営業時間短縮要請に応じていない飲食店などの利用を厳に控える
- ☑不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控える
- ☑路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛する



基本的な感染防止対策の徹底を

- ☑正しいマスクの着用と咳エチケット
- ☑会話時は必ずマスクの着用を
- ✕鼻出しマスク
- ✕あごマスク

①鼻の形に合わせ、すき間をふさぐ

②あご下まで伸ばし、顔にすき間なくフィットさせる

- ☑3つの密を避け、できる限り「ゼロ密」を目指す

- 密接...✕マスクなし ✕大声
- 密集...✕大人数 ✕近距離
- 密閉...✕換気が悪い ✕狭い場所

- ☑手洗い・アルコール消毒の徹底

手洗いのタイミング

- 共用物を触った後
- 食事の前後
- 公共交通機関の利用後 など

- ☑発熱、せき、のどの痛み等の軽い症状があるときは外出しないで休養する



市の施設・イベントの対応

東京都の緊急事態措置等を踏まえて、市の施設の利用制限やイベントの開催制限を行っています。ご理解・ご協力をお願いします。※最新の情報は市☒(右のQRコードからアクセス可)を参照するか各施設にお問い合わせください
期原則8月22日(日)まで※緊急事態措置等の延長などにより変更する場合あり



☎健康推進課
☎441-6100

発熱などの症状がある方の相談先

受診前に必ず ☎電話しましょう

※電話の掛け間違いにご注意ください

発熱などの症状がある場合

☑かかりつけ医がいる

☑かかりつけ医がいないまたは休診のとき

地域の医療機関を市☒で検索
または問い合わせ
(土・日曜日、祝日を除く)
健康推進課 ☎441-6100
(午前8時30分～午後5時15分)
調布市医師会 ☎483-8648
(午前9時～午後5時)

東京都発熱相談センター

☎03-5320-4592
(毎日24時間対応)
症状や患者との接触履歴などを聞き取り

不安に思う方

- ・感染したかもしれないと不安
- ・感染予防法が知りたい

東京都新型コロナコールセンター

☎0570-550571
(ナビダイヤル。毎日午前9時～午後10時)

☎かかりつけ医へ
☎電話で相談

☎地域の医療機関へ
☎電話で相談

☎紹介された医療機関へ
☎電話で相談

☑かかりつけ医・医療機関の指示に従って受診

☑医師の判断により、受診した医療機関などで検査



保健所から濃厚接触者とされた方は、接触日の翌日から14日間は自宅で過ごし健康観察をお願いします。診察・検査については、かかりつけ医に電話でご相談ください。受診先をお探しの方は東京都発熱相談センターへ連絡してください。

また、医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された方は、保健所からの連絡をお待ちください。万が一、連絡が来る前に体調が悪化した場合は、以下へ連絡してください。

多摩府中保健所 ☎042-362-2334
(平日午前9時～午後5時)

東京都発熱相談センター
☎03-5320-4592(毎日24時間対応)